

## 千葉マリンスタジアム再構築基本計画策定に係る協定書

千葉市（以下「甲」という。）、株式会社千葉ロッテマリーンズ（以下「乙」という。）及びイオンモール株式会社（以下「丙」といい、甲、乙及び丙を総称して「三者」という。）は、千葉マリンスタジアムの再構築事業（以下「本事業」という。）の推進及び本事業に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の策定を協働で推進するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （用語の定義）

第1条 本協定において用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

## （1）本施設

本事業により整備される、ベース機能及び拡張機能で構成される施設をいう。

## （2）ベース機能

本施設のうち、市民利用が可能な公共施設、かつ、乙のフランチャイズ球場（日本プロフェッショナル野球協約第29条に定める専用球場をいう。）として利用される野球場で、プロ野球興行その他の興行利用を可能とする野球場（周遊デッキ及び関連する付帯施設を含む。）をいう。

## （3）拡張機能

本事業により整備される、主として商業機能、エンタメ機能、滞在機能、広場機能等の機能を有する施設であって、本施設のうち、ベース機能に含まれないものをいう。

## （4）屋内型スタジアム

屋根その他の構造等により、原則として全天候での利用を可能とするスタジアム形態をいう。具体的な内容は基本計画において定める。

## （目的）

第2条 本協定は、甲が策定した「千葉マリンスタジアム再整備基本構想」をふまえ、幕張新都心の新たなまちづくりの拠点であり、まちとシームレスにつながるエンターテインメントスタジアムの再構築を官民連携により推進するとともに、本事業の具体的な内容等の検討や判断に資する基本計画を、三者が連携して策定することを目的とする。

## （基本方針）

第3条 三者は、基本計画の検討に当たり、次の各号の方針を共有する。

（1）本施設のベース機能部分が、公共施設かつ乙のフランチャイズ球場として利用されることを前提に、幕張新都心の発展及び地域価値の向上並びに千葉市の発展に資する拠点となるよう目指すものとする。

（2）基本計画は、屋内型スタジアムを見据えて検討を進めるものとする。

- (3) 屋内型スタジアムとする場合、これに伴い発生する屋根の整備費用等については、収益性の増加等を前提として、乙を含む民間事業者が賄うことを基本とし、基本計画の検討を行うものとする。ただし、三者は、本協定締結時点においては、乙を除く民間事業者が、特定されていないことを確認する。
- (4) 費用負担の内容、方法及び事業スキーム等については、基本計画の検討過程において更に整理するものとする。
- (5) 本協定は、基本計画の検討に関する基本的な考え方を確認するものであり、本事業の実施、事業実施者の選定、その他詳細な事業条件を確定し、又は拘束するものではない。

#### (情報共有・協議)

- 第4条 三者は、本事業の推進及び基本計画の策定に関する重要事項について、法令上及び事業上許容される範囲で相互に必要な情報を共有し、適宜協議を行うものとする。
- 2 甲は、基本計画の検討に必要な範囲において、乙及び丙に対し情報提供又は資料提出を求めることができるものとし、乙及び丙は法令上及び事業上許容される範囲でこれに誠実に対応する。
  - 3 本条に定める情報の取り扱いについては、三者にて秘密保持に関する契約を別途締結し定める。

#### (費用負担の原則等)

- 第5条 本協定の履行に要する各当事者の費用は、各当事者がそれぞれ負担するものとし、他の当事者に対して請求しないものとする。ただし、専ら他の当事者の責に帰すべき事由により各当事者が要した費用はこの限りではない。

#### (業務内容と役割分担)

- 第6条 基本計画の検討における三者の役割は、次の各号のとおりとし、本事業に係る業務内容及び役割の詳細は、基本計画の中で定めるものとする。
- (1) 甲は、基本計画の検討を主導し、これを取りまとめて基本計画を策定する。
  - (2) 乙及び丙は、基本計画の検討に積極的に参画し、それぞれの立場及び専門性を踏まえた意見、要望又は助言を行うものとする。
  - (3) 甲は、本施設のベース機能部分を公共施設かつ乙のフランチャイズ球場として利用される野球場とするため、乙との第4条第1項及び第2項に基づく情報共有等の結果を踏まえて、幕張新都心のまちづくりの拠点として千葉市の発展に資する施設とするための検討を行い、本施設の整備・運営に関する事項を決定する。
  - (4) 乙は、プロ野球球団の運営主体としての知見を活かし、本施設が千葉ロッテマリーンズらしさを体現し、興行における集客の最大化を図る施設となるよう、スタジアムの整備・運営に関する事項の検討を行うとともに、本施設が全体として連続性や一体感があり誰でも楽しめるものになるよう、本施設全体の整備・運営に関する事項の検討を行った上、甲と第4条第1項及び第2項に基づく情報共有等を行い、また第2号の意見、要望又は助言を行うことを通じて、甲が前号に掲げる役割を果たすための業務を支援する。

(5) 丙は、民間事業者としての知見及びノウハウを活用し、主として拡張機能に関する企画立案を行い、甲及び乙に対して提案する。

#### (検討体制)

第7条 三者は、基本計画の検討に係る協議会又はワーキンググループ等を設置するものとする。

2 前項の協議会又はワーキンググループ等の体制及び運営方法等については、三者にて別途規約を策定し定める。

#### (基本計画の内容)

第8条 基本計画には、少なくとも次の事項を含めるものとする。

- (1) 本施設の整備方針（屋内型スタジアムの規模、機能及び関連施設等）
- (2) 事業スキーム（本施設の位置付け、施設整備の形態、管理運営の形態、民間事業者の関与のあり方等）
- (3) 概算事業費及び本施設の整備に関する資金計画、費用負担の方針等
- (4) 本施設の運営、維持管理、修繕及び更新に関する役割分担と費用負担の方針等
- (5) 事業スケジュール、リスク分担、必要な許認可等

#### (権利義務の譲渡等)

第9条 三者は、他の全ての当事者の事前の書面による承諾を得ない限り、本協定に基づく地位又は権利義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

#### (損害賠償)

第10条 三者のいずれかが、本協定の履行に関し、自らの責に帰すべき事由により他の当事者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。また、三者のいずれかが本協定の履行を他の者（その役職員のほか、請負、業務委託その他の契約関係に基づき本協定の履行に関する行為を行う者を含む。）により行う場合は、当該他の者の行為について、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。

#### (協定の解除)

第11条 三者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、協議の上、本協定を解除できるものとする。

- (1) 本事業に関する基本計画の策定の進捗が著しく遅延した場合
- (2) 本事業の内容に重大な変更が生じた場合
- (3) 本事業の推進又は業務の遂行に重大な支障が生じた場合

2 いずれかの当事者が本協定に違反した場合、他の当事者は本協定を解除することができる。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から、基本計画が策定される日又は前条に基づき本協定が解除された日までとする。

(協議事項)

第13条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、三者協議の上、定める。

(変更)

第14条 本協定は、三者の書面による合意がなければ、これを変更することができない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第15条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、三者それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年6月2日

甲 住所 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号  
氏名 千葉市  
千葉市長 神谷 俊一

乙 住所 千葉県千葉市美浜区美浜1番地  
氏名 株式会社千葉ロッテマリーンズ  
代表取締役社長 高坂 俊介

丙 住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
氏名 イオンモール株式会社  
代表取締役 大野 恵司